

## 特定非営利活動法人の申請書等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年豊中市規則51号）第23条の規定による申請書等の様式について定めることを目的とする。

### (申請書等の様式)

第2条 申請書等の様式は、様式第1号から第17号までのとおりとする。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年6月9日から実施する。

# 特定非営利活動法人設立認証申請書

年 月 日

豊中市長 宛

申請者 住所又は居所  
ふりがな  
氏名  
電話番号 ( )

特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

特定非営利活動法人に係る事項 設立の認証を受けようとする	名称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	
	その他の事務所の所在地	
	定款に記載された目的	

添付書類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 定款（2部）</li><li>2 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）（2部）</li><li>3 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを各役員が誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部）</li><li>4 各役員の住所又は居所を証する書面（1部）</li><li>5 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（1部）</li><li>6 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部）</li><li>7 設立趣旨書（2部）</li><li>8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（1部）</li><li>9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）</li><li>10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）</li></ol> <p>（備考）法とは、特定非営利活動促進法をいう。</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（注）申請者の住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

# 補正書

年 月 日

豊中市長 宛

住所又は居所

ふりがな

氏名

電話番号 ( )

特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり補正します。

認証を受けようとする 特定非営利活動法人の名称		
補正の内容	補正後	補正前
補正の理由		
添付書類	補正後の申請書又は添付書類	
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 定款、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書又は合併趣旨書の補正を行う場合は、補正後の書類2部を添付すること。</li><li>・ 住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。</li></ul>	

（申請者）  
住所  
氏名

豊中市長

## 特定非営利活動法人設立認証決定通知書

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定により、  
下記のとおり、特定非営利活動法人の設立を認証します。

### 記

1. 申請のあった日

2. 特定非営利活動法人の名称

# 特定非営利活動法人設立・合併登記完了届出書

年 月 日

豊中市長 宛

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

ふりがな

代表者の氏名

主たる事務所の電話番号 ( )

年 月 日付け 第 号で（ 設立 / 合併 ）の認証を

受けた特定非営利活動法人の登記を完了したので、特定非営利活動促進法

（ 第13条第2項 / 第39条第2項において準用する同法第13条第2項 ）

の規定により、届出をします。

（添付書類）

登記事項証明書（1部）

登記事項証明書の写し（1部）

財産目録（1部）

定款（2部）

法人住所  
法人名

豊中市長

## 特定非営利活動法人設立認証取消通知書

特定非営利活動促進法第 の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証を取消  
します。

（取消しの理由）

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は、豊中市長となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- この取消し処分により、処分の日就任している特定非営利活動法人の役員（理事及び監事）は特定非営利活動促進法第20条の規定により、処分の日から2年間、他の特定非営利活動法人の役員となることはできません。  
また、現に他の特定非営利活動法人の役員に就任している場合は、処分の日をもって、その職を失います。

## 特定非営利活動法人役員変更等届出書

年 月 日

豊中市長 宛

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

ふりがな

代表者の氏名

主たる事務所の電話番号 ( )

特定非営利活動法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

変更年月日 変更事項	役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所
添付書類	1 変更後の役員名簿（2部） <b>【次の書類は、役員が新たに就任した場合のみ添付すること】</b> 2 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部） 3 役員住所又は居所を証する書面（1部）		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更等があった役員について、全ての事項を記入すること。</li> <li>・役職名の欄には、理事、監事の区分を記入すること。</li> <li>・変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記入すること。                          なお、新任の場合で、法第22条の規定による役員欠員の補充を行ったときは欠員補充、定款の変更をして役員定数を増加させたときは増員と付記すること。また、任期満了と同時に再任となった場合には、再任とだけ記入すること。</li> <li>・改姓又は改名の場合には、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。</li> <li>・法とは、特定非営利活動促進法をいう。</li> </ul>		

## 特定非営利活動法人定款変更認証申請書

年 月 日

豊中市長 宛

主たる事務所の所在地  
 特定非営利活動法人の名称  
 ふりがな  
 代表者の氏名  
 主たる事務所の電話番号 ( )

特定非営利活動法人の定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、次のとおり申請します。

	変更後	変更前
定款の変更内容		
変更の理由		
添付書類	1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部） 2 変更後の定款（2部） 【次の書類は、定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものである場合のみ添付すること】 3 当該定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（2部） 【次の書類は、所轄庁の変更を伴う場合のみ添付すること】 4 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）（2部） 5 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部） 6 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（1部） （設立後当該事業報告書等が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該事業報告書等が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録） 【次の書類は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請する場合のみ添付すること】 7 法第52条第3項に規定する書類（1部） （備考）法とは、特定非営利活動促進法をいう。	



# 特定非営利活動法人定款変更届出書

年 月 日

豊中市長 宛

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

ふりがな

代表者の氏名

主たる事務所の電話番号 ( )

特定非営利活動法人の定款の変更をしたので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、次のとおり届出をします。

	変更後	変更前
定款の変更内容		
変更の時期		
変更の理由		
添付書類	1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部） 2 変更後の定款（2部）	

# 閲覧等請求書

年 月 日

豊中市長 宛

請求者 住所

ふりがな

氏名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定非営利活動法人に係る書類を（ 閲覧 / 謄写 ）したいので、大阪府特定非営利活動促進法施行条例第8条第2項の規定により、次のとおり請求します。

請求に係る書類の内容	特定非営利活動法人の名称	
	特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	
備考		

## 特定非営利活動法人解散認定申請書

年 月 日

豊中市長 宛

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

ふりがな

代表者の氏名

主たる事務所の電話番号 ( )

特定非営利活動法人を解散することについて、特定非営利活動促進法第31条第2項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯	
残余財産の処分方法	
添付書類	特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面

# 特定非営利活動法人解散届出書

年 月 日

豊中市長 宛

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

ふりがな

氏名

電話番号 ( )

特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、次のとおり届出をします。

解散した特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	
解散の事由	特定非営利活動促進法第31条第1項第____号による解散
解散の理由及び経緯	
残余財産の処分方法	
添付書類	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書
備考	下線部には、解散事由に応じて1、2、4又は6を記入すること。

# 特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

豊中市長 宛

特定非営利活動法人の名称

清算人

住所

ふりがな

氏名

電話番号

( )

解散した特定非営利活動法人の残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

解散した特定非営利活動法人の 主たる事務所の所在地	
譲渡すべき残余財産	
残余財産の譲渡を受ける者	
上記の譲渡を受ける者を 決定した理由	

# 特定非営利活動法人合併認証申請書

年 月 日

豊中市長 宛

申請者 合併の認証を受けようとする特定  
非営利活動法人の名称  
ふりがな  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
合併の認証を受けようとする特定  
非営利活動法人の名称  
ふりがな  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第4項の規定により、次のとおり申請します。

合併により存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人に係る事項	名称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	
	その他の事務所の所在地	
	定款に記載された目的	
添付書類	<p>1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（1部） 【次の書類は、合併により存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人に係るものを添付すること】</p> <p>2 定款（2部）</p> <p>3 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）（2部）</p> <p>4 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部）</p> <p>5 各役員の住所又は居所を証する書面（1部）</p> <p>6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（1部）</p> <p>7 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部）</p> <p>8 合併趣旨書（2部）</p> <p>9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）</p> <p>10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）</p> <p>（備考） 法とは、特定非営利活動促進法をいう。</p>	

# 特定非営利活動法人清算人就職届出書

年 月 日

豊中市長 宛

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

ふりがな

氏名

電話番号 ( )

特定非営利活動法人の清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、次のとおり届出をします。

清算中の特定非営利活動法人の 主たる事務所の所在地		
就職した清算人の <sup>ふりがな</sup> 氏名	住所	就職年月日
添付書類	就職した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	

# 特定非営利活動法人清算終了届出書

年 月 日

豊中市長 宛

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

ふりがな

氏名

電話番号 ( )

特定非営利活動法人\_\_\_\_\_の清算が終了したので、特定非営利活動促

進法第32条の3の規定により、届出をします。

(添付書類)

当該届出に係る特定非営利活動法人の清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

(備考)

下線部には、法人名を記入すること。



法人名  
代表者 様

豊中市長

## 報告徴収通知書

行政手続法第13条第1項の規定に基づき、 年 月 日に特定非営利活動推進法（第 条）の規定による貴法人の設立の認証の取消しに係る聴聞を行ったところですが、聴聞の内容及び貴法人から提出のあった書類を検討した結果、貴法人のこれまでの状況等には法令及び定款違反の疑いがあると認められますので、特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づき、下記の事項について、 年 月 日（ ）までに報告を求めます。

### 記

#### 1 報告を求める事項

#### 2 報告を求める理由

#### （教示）

この報告の徴収は、特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づくものであり、期限までに報告を行わなかった場合、若しくは虚偽の報告を行った場合は、同法第80条第10号の規定に基づき、過料に処せられることがあるほか、同法第42条の規定に基づき、運営の改善を命ぜられることがあります。

様式第17号（第18条関係）

（表）

身 分 証 明 書		第 号
写 真	所 属 職 名 氏 名	
<p>上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項の規定により検査をする職員であることを証明する。</p>		
年 月 日	豊 中 市 長	印

（日本工業規格 B列8番）

（裏）

特定非営利活動促進法抜すい  
（報告及び検査）

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

(10) 第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき